

国民健康保険のお知らせ

12月1日は保険証の更新日

各種給付制度なども紹介

国民健康保険(以下、国保という)は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。医療機関で国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)を提示すれば、一定割合の自己負担で診察や治療を受けることができます。また、状況に応じたさまざまな給付制度もあります。ここでは、12月に新しくなる保険証のことや、各種給付制度などについてお知らせします。

※今後、医療制度の改正などに伴い、お知らせしている内容が変更される場合は、本紙および市のホームページ(くらしの手続き)国民健康保険)などにご案内します。

保険証について

【問合せ先】国民健康保険グループ (0798・35・3117)

新しい保険証を

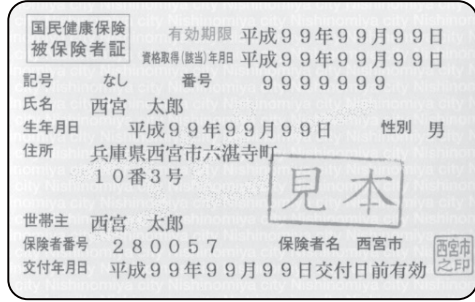
11月中に送付

新しい保険証は左写真参照は、今までと同じ紙カード様式で、1人1枚です。色が現在の「藤色」から、「もえぎ色」に変わります。保険料を滞納していない世帯には、新しい保険証を11月中に簡易書留郵便で世帯主宛てにまとめて郵送します。

現在の保険証の

有効期限は11月30日

保険証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものは届いた日から、記載のないものは12月1日から使用できます。なお、現在の保険証の有効期限は11月30日です。



臓器提供の意思表示

保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。この欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示ができます。意思表示した内容については、他人に知られたくない人は、「意思表示欄保護シール」を上から貼り付けて使用することができます。シールの配布窓口は次のとおりです。

【配布窓口】国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(土・日曜、祝日を除く)

保険証のカバーを配布

保険証のカバーを希望する人は右記の配布窓口申し出てください。※保険証が1枚入る大きさです。

加入・脱退の手続きについて

【問合せ先】国民健康保険グループ (0798・35・3117)

日本では、全ての人が安心して生活できるように、国民皆保険制度(国民全員が何らかの健康保険に加入する制度)がとられています。次の①から③に該当する人以外は、原則として住所地の国保に加入しなければなりません。

①全国健康保険協会健康保険(旧政府管掌健康保険)や健康保険組合、各種共済組合などの勤務先の健康保険に加入している人

②勤務先を退職し、①の任意継続被保険者になっている人

③後期高齢者医療制度に加入している人

なお、国保とほかの健康保険は同時に加入することができません。新たに勤務先の健康保険に加入した場合は、速やかに国保を脱退し、保険証を返却してください。

●加入の手続きについて

Table with 2 columns: 手続きが必要なとき, 必要なもの. Rows include: ほかの市町村から転入した, 職場の健康保険を脱退したまたは被扶養者から外れた, 子どもが生まれた.

※保険証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

●脱退の手続きについて

Table with 2 columns: 手続きが必要なとき, 必要なもの. Rows include: ほかの市町村へ転出した, 職場の健康保険に加入したまたは被扶養者になった, 国保の加入者が死亡した, 世帯主が変わった.

左表の事実が発生した日から14日以内に、国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階)または各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(土・日曜、祝日を除く)に届け出て下さい。事前に手続きをすることはできません。 ※勤務先の健康保険などに加入したときは、忘れずに国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きがない限り、国保の加入者として保険料の請求が続きます。また、誤って国保の保険証を使用した場合、費用を返還してもらう場合があります

納付について

【問合せ先】国保収納グループ (0798・35・3156)

納付書はまとめて送付しています

保険料の納付書は、第1期分から第10期分までを6月にまとめて送付しています。

ただし、保険料に更正変更があった場合は、手続きのあった翌月に変更後の納付書をまとめて送付します。変更後の納付書は、納付書が届いた月の保険料の支払いから使用していただきます。

もし変更された月以降の保険料を変更前の納付書で納付すると、保険料に過不足が生じる恐れがあります。

納付には便利な口座振替のご利用を

保険料を口座振替で納付すると、金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

【申込場所】金融機関(ゆう)

特別徴収にならないこともあります。 今後の対象者には 順次案内を送付

市は、年齢到達などにより、これから特別徴収の対象となると思われる世帯主に4月、11月、1月に分けて、口座振替手続きについての案内を送付します。

口座振替を希望する場合は案内に従って手続きしてください。

納付確認書は 1月下旬に送付

市は保険料を納付した全ての世帯を対象に、1年間の納付額を記載した「納付確認書」を送付します。

平成23年中の納付額を記載した納付確認書は、来年1月下旬に送付します。年金からの特別徴収分は、納付書や口座振替による普通徴収分と分けて記載されています。確定申告の資料などとして使用してください。

11月25日～12月2日 市役所本庁舎2階

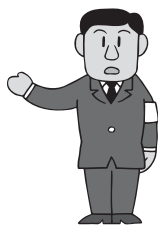
納付相談会

保険料滞納により保険証を郵送できない世帯を対象に、「納付相談会」を行います。

対象の世帯には事前に文書で案内を送付します。

問合せは国保収納グループ (0798・35・3156)へ。

【期間・会場】11月25日(金)～12月2日(金)の午前9時～午後5時



不審電話にご注意を 保険料の還付など

最近、本市および近隣市において「医療費・保険料を還付するので金融機関の現金自動預け払い機(ATM)に行って、指定の電話番号に連絡するように」という内容の電話による振り込み詐欺が発生しています。

市ではそのような電話連絡は行っていません。絶対に連絡は取らないようにしてください。

また、不審に思った場合には国保収納グループ(0798・35・3156)までお問い合わせ(情報提供)をお願いします。

後5時に市役所本庁舎2階252会議室(土・日曜は本庁舎正面玄関からお入り下さい)

※相談会の期間中に都合が悪い人は、祝日を除く月曜～金曜の開庁時間中に国保収納グループ(市役所本庁舎1階)に来庁してください。

※相談の結果により、有効期限の短い保険証を交付する場合があります。高校生世代(18歳到達後の最初の3月31日まで)以下の被保険者にはあらかじめ一般の保険証を郵送します